

平泉世界遺産ガイドランスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第13号

平泉世界遺産ガイドランスセンター条例の一部を改正する条例

平泉世界遺産ガイドランスセンター条例（令和 3 年岩手県条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第 8 条関係）			別表（第 8 条関係）		
区 分	利用料金の上限額		区 分	利用料金の上限額	
	個 人	20人以上の団体		個 人	20人以上の団体
[略]			[略]		
一般	<u>310円</u>	[略]	一般	<u>320円</u>	[略]
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。